

宮代町 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和3年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2 2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	1回につき
A2 2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	1回につき
A2 1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)20分未満 ※1月につき22回まで	167	1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 特別地域加算	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算		
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算		
A2 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A2 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからリまでについて 所定単位数の1/1000	

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更